

第 2 期

那須塩原市

保育園整備計画 【中間見直し】 (案)

2nd term Nasushiobara city nursery school maintenance plan

令和 2 (2020)年 3 月 策 定

令和 5 (2023)年 \* 月 見直し



那須塩原市



## ○はじめに

本市では、平成 27(2015)年度に本格施行された「子ども・子育て支援事業制度」に基づき、多様化する保護者の保育ニーズに柔軟に対応するため「子ども・子育て未来プラン（計画期間：平成 27(2015)年度～令和元(2019)年度）」を策定しました。その関連計画として、増加する待機児童など教育・保育施設の問題へ対応するため、平成 25(2013)年 6 月に「保育園整備計画（後期計画）」を、平成 28(2016)年 3 月に「保育園整備計画（後期計画）【改訂版】」を策定しました。

これらの計画に基づき、私立幼稚園の認定こども園への移行、新規保育園や認定こども園の開園、公立保育園の民営化等の施策を実施することで、5 年間で約 1,500 人の定員を拡大し、平成 28(2016)年 10 月で 72 人であった待機児童が平成 31(2019)年 4 月には 5 人に減少するなど、保育環境の充実を図ってまいりました。

~~令和 2(2020)年 3 月に、こうした中、「子ども・子育て未来プラン」が実施期間の終期を迎えることから、~~これまでの 5 年間で浮かび上がった新たな課題や市民ニーズに更に対応していくための、「第 2 期子ども・子育て未来プラン」が施行されるに当たり、関連する教育・保育施設の整備の計画として令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までを計画期間とする「第 2 期保育園整備計画」を策定しました。

第 2 期保育園整備計画に基づき、特に少子化が進む中で本市の公立保育園の在り方を検討しながら、私立園との地域バランスを考慮した教育・保育施設の整備を進め、**令和 3(2021)年 4 月には**待機児童の解消や**達成し、多様な様々な**教育・保育の提供を図ってまいりました。

~~本市としては、「人を創る」施策の実現のため、那須塩原市で生まれ育った子どもたちが地域を担うことができる環境をつくり、本計画で掲げた施策の推進を通じて、市民の皆様が安心して子育てができる環境を整備してまいりたいと考えております。~~

~~むすびに、計画策定に当たり、貴重な御意見をいただきました市子ども・子育て会議の委員の皆様を始め、アンケート調査に御協力いただきました関係事業者の皆様など、御協力いただきました全ての皆様に厚く御礼を申し上げ、挨拶といたします。~~

こうした中、令和 4(2022)年度においては、第 2 期子ども・子育て未来プランが、計画期間の中間年であり、計画の見直しが行われました。第 2 期保育園整備計画については、子ども・子育て未来プランと一体的に推進していく必要があります。

このため、子ども・子育て未来プランと内容の整合性を図るほか、令和 3 年度に開催した「公立保育園在り方検討会」の検討結果等を踏まえた内容とするため、中間見直しを行ったものです。

## (目 次)

1. 計画の背景と目的	P 1
2. 計画の位置付けと期間	
(1) 計画の位置付け	P 2
(2) 計画期間	P 3
(3) 区域の設定	P 3
3. 現状と課題	
(1) 施設	P 4
(2) 人口推計	P 10
(3) 児童	P 12
(4) 職員	P 17
(5) 国の政策	P 19
(6) 後期計画改訂版の進捗	P 20
(7) 本計画における課題	P 22
(8) 第2期子ども・子育て未来プランとの連携	P 23
4. 事業者アンケート調査	P 24
5. 基本方針	P 25
6. 整備等に向けた施策	P 27
7. 特定課題と対応方向	P 30
8. 最後に	P 32
■附属資料	P 33

# 1. 計画の背景と目的

本市では、平成 25(2013)年度から平成 28(2016)年度までを計画期間とした保育園整備計画（後期計画）」（以下「後期計画」という。）を策定しましたが、平成 27(2015)年度に子ども・子育て支援新制度が本格運用されたことに伴い、新たな施策との調和を図るため、計画期間を令和元(2019)年度まで延長した、「保育園整備計画（後期計画）【改訂版】」（以下「後期計画改訂版」という。）として改訂し、民営化や市内幼稚園の認定こども園移行、保育園や認定こども園等の新規開園などの待機児童対策、病児・病後児保育などの多様化する保育ニーズへの対応等、様々な施策を推進してきました。

現在、本市においては、少子化の進行や核家族世帯の増加、労働形態の多様化等により、教育・保育に対するニーズが以前にも増して多様化してきており、また、虐待防止対応、発達の遅れへの支援等、今までにないほど教育・保育施設に求められる役割は大きくなっています。こうした中、子育て家庭が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく子育てができる環境の整備が求められています。

また、各施設については少子化を見極めつつ、老朽化した施設の整備をどうしていくか判断が迫られています。

第2期保育園整備計画（以下「本計画」という。）の策定に当たっては、後期計画及び後期計画改訂版（以下「第1期後期計画」という。）に引き続き、良質かつ適切な子育て環境の提供及び地域の実情に応じた教育・保育の提供を基本理念としながら、待機（入園待ち）児童などの諸問題へ対応するため教育・保育施設の整備を進め、子どもが健やかに育ち、未来を創り出す力の基礎を培うことができる環境を整えます。

## 用語の定義

- ・児童福祉法上、「保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設」を「保育所」と定義していますが、本市の場合、運用上は「保育園」という名称を採用しているため、特に断りがない限り、本計画上は、「保育園」で表現を統一しています。
- ・小規模保育事業所及び家庭的保育事業所を合わせて表現する際は「地域型保育事業所」と統一しています。
- ・~~子ども・子育て支援法では、認定こども園、幼稚園、保育園を合わせ「教育・保育施設」としていましたが、本計画では認定こども園、保育園、地域型保育事業所を合わせ「教育・保育施設」としていません。~~

## 2. 計画の位置付けと期間

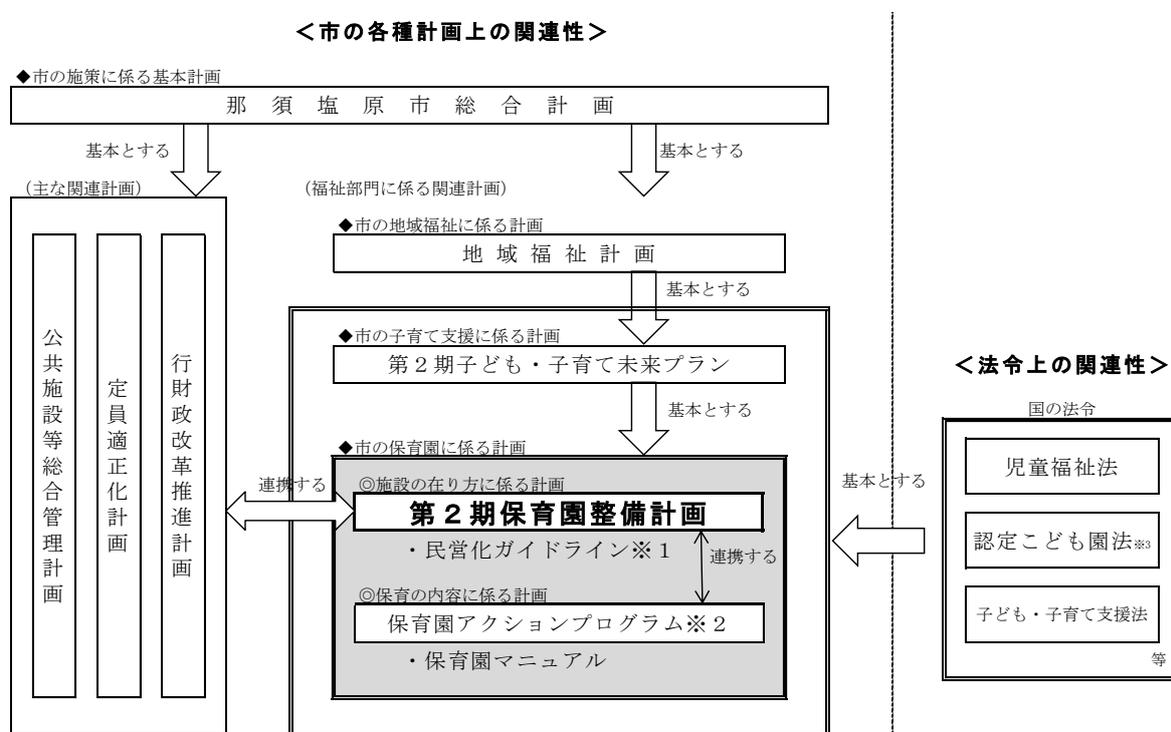
### (1) 計画の位置付け

本計画は、市政全般に係る基本的な計画である「第2次那須塩原市総合計画」（以下「総合計画」という。）に基づき、今後の市内における教育・保育施設の整備及び運営の在り方をまとめたものです。

具体的には、総合計画を最上位計画とした福祉部門の計画体系の中に位置付けられており、「保育園における保育の質の向上のためのアクションプログラム」が主に保育園の保育内容に関する計画であるのに対して、本計画は、主に今後の市の保育園整備の方向性を定めた計画となります。

なお、本計画は、関連する法令と連携しながら推進するものであり、児童福祉法において、「市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があると認めるときは、当該市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園の整備に関する計画（以下「市町村保育園整備計画」という。）を策定することができる。」と規定されています。さらに、同法において、市町村保育園整備計画に基づく事業の実施に当たっては、国から交付金の交付を受けることができることとなっているため、今後、認定こども園や保育園を整備するに当たっては、本計画に位置付けることが必要となります。

#### 【整備計画の各種計画等との関連性】



※1：正式名称は「那須塩原市立保育園民営化ガイドライン」である。

※2：正式名称は「保育園における保育の質の向上のためのアクションプログラム」である。

※3：正式名称は「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」である。

## (2) 計画期間

本計画は、「第2期子ども・子育て未来プラン」(以下、「第2期未来プラン」という。)に合わせ、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間を計画期間とし策定します。

~~また、様々な社会情勢に合わせ、必要に応じて見直しを行います。~~

### 【計画期間】

令和 2年 度	令和 3年 度	令和 4年 度	令和 5年 度	令和 6年 度	令和 7年 度	令和 8年 度	令和 9年 度	令和 10 年度	令和 11 年度
← 第2期那須塩原市保育園整備計画 →					← (仮) 第3期那須塩原市保育園整備計画 →				
← 第2期子ども・子育て未来プラン →					← (仮) 第3期子ども・子育て未来プラン →				

## (3) 区域の設定

本計画では、第2期未来プランで設定している教育・保育提供区域と同様に那須塩原市全域を一つの区域として設定します。

ただし、今後、教育・保育施設を整備するに当たっては、それぞれの地域の保育需要と供給のバランスを考えながら、事業の展開を図っていきます。



### 3. 現状と課題

#### (1) 施設

##### ◆市内の教育・保育施設の施設数及び定員の現状

市内の教育・保育施設について、認定こども園は平成27(2015)年度の子ども・子育て支援新制度の本格運用に伴い、私立幼稚園から認定こども園への移行や、新設の認定こども園も合せ、令和4(2022)年4月1日現在、計10施設が設置されています。

また、子ども・子育て新制度では新たに地域型保育事業もスタートしました。地域型保育事業は家庭的保育事業と小規模保育事業などの形態がありますが、令和4(2022)年4月1日現在、本市では~~家庭型保育事業所1施設、小規模型保育事業所7施設の計8・9~~施設が設置されています。

保育園については、平成28(2016)年度に公立のとようら保育園、平成31(2019)年度に公立のいなむら保育園を民営化し、また、私立保育園も2園新設したことにより、令和4(2022)年4月1日現在で公立が10園、私立が13園、計23園が設置されています。

また、利用定員については、上記の認定こども園や地域型保育事業所の設置、待機児童対策による教育・保育施設の定員増により年々増加し、令和4(2022)年4月1日現在、1号定員958人、2号定員1,861人、3号定員1,365人の総数で4,184人となっています。

最後に市内の幼稚園の状況は、本市の幼稚園については認定こども園への移行が進んだことにより、現在、すぎのこ三島幼稚園1園のみとなっています。

#### 【市内認定こども園と定員の推移】

区分	形式	平成30年度				平成31年度 令和元年				令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		1号		3号		1号		3号		1号		3号		1号		3号		1号		3号	
		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
虹ヶ丘認定こども園	幼保連携型	48	57	9	36	48	57	9	36	48	57	9	36	48	57	9	36	48	57	9	36
認定あけぼのこども園	幼保連携型	100	55	6	27	100	55	6	27	100	55	6	27	100	55	6	27	100	55	6	27
認定こども園 マロニエ幼稚園	幼保連携型	90	55	6	36	90	55	6	36	90	55	6	36	90	55	6	36	90	55	6	36
黒磯いずみ幼稚園認定こども園	幼保連携型	110	75	6	54	110	105	6	54	110	105	6	54	110	105	6	54	110	105	12	60
認定こども園 黒磯幼稚園	幼保連携型	135	40	9	24	130	45	9	24	110	65	9	37	110	65	9	24	100	75	9	24
すぎのこ幼稚園 認定こども園	幼保連携型	90	32	3	25	90	50	3	37	90	50	3	24	90	50	3	37	90	50	3	37
認定こども園第二ひかり幼稚園	幼稚園型	295	90	/	/	240	100	/	/	210	110	/	/	210	100	/	/	200	80	/	/
国際医療福祉大学西那須野キッズハウス	幼保連携型	0	72	18	45	0	47	18	45	0	67	18	45	0	72	18	45	0	72	18	45
認定こども園 西那須野幼稚園	幼稚園型	/	/	/	/	320	100	/	/	300	100	/	/	270	100	/	/	210	80	/	/
塩原認定こども園	幼保連携型	10	18	3	9	10	18	3	9	10	18	3	9	10	18	3	9	10	11	3	6
合計		878	494	60	256	1,138	632	60	268	1,068	682	60	268	1,038	677	60	268	958	640	66	271

出典：保育課調べ（各年4月1日現在）

【市内保育園数と定員の推移】

区分	平成30年度			平成31年度 令和元年			令和2年度			令和3年度			令和4年度			備考欄		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号				
		0歳	1・2歳		0歳	1・2歳		0歳	1・2歳		0歳	1・2歳		0歳	1・2歳			
公立	さくら保育園	59	6	25	59	6	25	59	6	25	59	6	25	59	6	25		
	ひがしなす保育園	76	8	36	76	8	36	76	8	36	76	8	36	76	8	36		
	たかはやし保育園	59	4	27	59	4	27	59	4	27	59	4	27	59	4	27		
	なべかけ保育園	43	4	13	43	4	13	43	4	13	43	4	13	43	4	13		
	わかば保育園	80	4	36	80	4	36	80	4	36	80	4	36	80	4	36		
	いなむら保育園	82	4	34														R31.3.31民営化による閉園
	さきたま保育園	82	6	32	82	6	32	82	6	32	82	6	32	82	6	32		
	永田保育園	71	10	39	71	10	39	71	10	39	71	10	39	71	10	39		
	三島保育園	61	6	33	61	6	33	61	6	33	61	6	33	61	6	33		
	南保育園	61	8	31	61	8	31	61	8	31	61	8	31	61	8	31		
大貫保育園	30	8	22	30	8	22	30	8	22	30	8	22	30	8	22			
私立	女里かご保育園	29	5	26	29	5	26	29	5	26	29	5	26	29	5	26		
	ひばりヶ丘保育園	47	8	35	47	8	35	47	8	35	52	10	38	52	10	38		
	コメット保育園	54	6	30	54	6	30	54	6	30	54	6	30	54	6	30		
	ゆたか保育園	74	9	37	74	9	37	74	9	37	74	9	37	74	9	37		
	とようら保育園	63	15	42	63	15	42	63	15	42	63	15	42	63	15	42		
	いなむら保育園				80	6	34	80	6	34	80	6	34	80	6	34		
	ほし保育園	49	11	30	49	11	30	49	11	30	49	11	30	45	12	33		
	東保育園	56	10	34	56	10	34	56	10	34	64	9	27	64	12	34		
	西保育園	63	9	33	63	9	33	63	9	33	63	9	33	53	8	29		
	こひつじ保育園	30	7	23	30	7	23	30	7	23	30	7	23	30	7	23		
	ひかり みどり保育園	0	12	38	0	12	38	0	12	38	0	12	38	0	12	38		
あったか保育園	15	9	36	15	9	36	15	9	36	15	9	36	15	9	36			
ひまわり保育園	63	2	25	63	2	25	63	2	25	63	2	25	40	6	24			
合計	1,247	171	717	1,245	173	717	1,245	173	717	1,258	174	713	1,221	181	718			

出典：保育課調べ（各年4月1日現在）

【市内地域型保育事業所と定員の推移】

区分	認可区分	平成30年度		平成31年度 令和元年		令和2年度		令和3年度		令和4年度		備考
		3号		3号		3号		3号		3号		
		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	
創造の森	小規模保育事業（A型）	1	11	1	11	1	11	1	11	1	11	
みるく保育園	小規模保育事業（A型）	4	8	4	8	4	8	4	8	4	8	R4.4.1 B型からA型へ移行
たけのこキッズハウス	小規模保育事業（A型）	4	8	4	8	4	8	4	8	4	8	R4.4.1 B型からA型へ移行
こども館くれよんびーす	小規模保育事業（B型）	4	8	4	8	4	8	4	8	4	8	
ベリーズ保育園	小規模保育事業（A型）	6	13	6	13	6	13	6	13	6	13	
ちびっこランド アクアス西那須野園	小規模保育事業（A型）	6	13	6	13	6	13	6	13	6	13	
ひかり おおやま保育園	小規模保育事業（A型）	6	6	6	6	6	6	8	8	8	8	
キッズハウスKPEC	小規模保育事業（A型）							5	10	5	10	R2.6.1 新規認可
りとりるぐっ保育園	小規模保育事業（B型）	2	3	2	3	2	3	5	10	6	6	R3.4.1 家庭的保育事業からB型へ移行
合計		33	70	33	70	33	70	43	89	44	85	

出典：保育課調べ（各年4月1日現在）

【各利用定員の推移】※合計による再掲

		平成30年度	平成31年度 令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1号		878	1,138	1,068	1,038	958
2号		1,741	1,877	1,927	1,935	1,861
3号	1・2歳児	1,043	1,055	1,055	1,070	1,074
	0歳児	264	266	266	277	291
合計		3,926	4,336	4,316	4,320	4,184

出典：保育課調べ

【参考：幼稚園】

区分	平成30年度	平成31年度 令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
西那須野幼稚園	560					平成31年に認定こども園へ移行
すぎのこ三島幼稚園	280	280	280	280	280	令和4年10月に新制度幼稚園へ移行
合計	840	280	280	280	280	

出典：保育課調べ（各年5月1日現在）

◆市内教育・保育施設の入所率について

市内の教育・保育施設の入所率について、令和4(2022)年3月1日現在では、3号定員を中心におおむね100%となっています。

第1期後期計画では、増え続ける保育ニーズに対応するため「定員の弾力的運用」を行っていたためおおむね110～120%となっていました。待機児童対策のために各種施策を進めた結果、クラスの年齢によっては定員以上の受入れを行っている教育・保育施設もありますが、全体的にみると「定員の弾力的運用」が解消され保育環境の改善を図ることができたと言えます。

【認定こども園】

区分	形式	利用定員（令和4.3.1現在）				利用児童（令和4.3.1現在）				入所率						
		1号	2号	3号		合計	1号	2号	3号		1号	2号	3号		合計	
				0歳	1・2歳				0歳	1・2歳			0歳	1・2歳		
虹ヶ丘認定こども園	幼保連携型	48	57	9	36	150	49	57	9	35	150	102.1%	100.0%	100.0%	97.2%	100.0%
認定あけぼのこども園	幼保連携型	100	55	6	27	188	94	55	6	27	182	94.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.8%
認定こども園 マロニエ幼稚園	幼保連携型	90	55	6	36	187	79	69	8	36	192	87.8%	125.5%	133.3%	100.0%	102.7%
黒磯いずみ幼稚園認定こども園	幼保連携型	110	105	6	54	275	63	131	7	54	255	57.3%	124.8%	116.7%	100.0%	92.7%
認定こども園 黒磯幼稚園	幼保連携型	110	65	9	24	208	111	85	9	21	226	100.9%	130.8%	100.0%	87.5%	108.7%
すぎのこ幼稚園 認定こども園	幼保連携型	90	50	3	37	180	91	57	3	29	180	101.1%	114.0%	100.0%	78.4%	100.0%
認定こども園第二ひかり幼稚園	幼稚園型	210	100			310	178	109			287	84.8%	109.0%			92.6%
国際医療福祉大学西那須野キッズハウス	幼保連携型		72	18	45	135		65	15	50	130		90.3%	83.3%	111.1%	96.3%
認定こども園西那須野学園	幼稚園型	270	100			370	233	110			343	86.3%	110.0%			92.7%
塩原認定こども園	幼保連携型	10	18	3	9	40	0	22	3	8	33	0.0%	122.2%	100.0%	88.9%	82.5%
合計		1,038	677	60	268	2,043	898	760	60	260	1,978					

出典：保育課調べ ※市外受託を含む。

【市内保育園】

		利用定員（令和4.3.1現在）				利用児童（令和4.3.1現在）				入所率			
		2号	3号		合計	2号	3号		合計	2号	3号		合計
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳	
公立	さくら保育園	59	6	25	90	51	8	30	89	86.4%	133.3%	120.0%	98.9%
	ひがしなす保育園	76	8	36	120	59	8	36	103	77.6%	100.0%	100.0%	85.8%
	たかはやし保育園	59	4	27	90	48	6	23	77	81.4%	150.0%	85.2%	85.6%
	なべかけ保育園	43	4	13	60	35	2	13	50	81.4%	50.0%	100.0%	83.3%
	わかば保育園	80	4	36	120	58	9	33	100	72.5%	225.0%	91.7%	83.3%
	さきたま保育園	82	6	32	120	66	7	32	105	80.5%	116.7%	100.0%	87.5%
	永田保育園	71	10	39	120	59	12	36	107	83.1%	120.0%	92.3%	89.2%
	三島保育園	61	6	33	100	59	6	29	94	96.7%	100.0%	87.9%	94.0%
	南保育園	61	8	31	100	63	8	29	100	103.3%	100.0%	93.5%	100.0%
大貫保育園	30	8	22	60	23	2	13	38	76.7%	25.0%	59.1%	63.3%	
私立	友里かご保育園	29	5	26	60	34	11	23	68	117.2%	220.0%	88.5%	113.3%
	ひばりヶ丘保育園	52	10	38	100	61	10	41	112	117.3%	100.0%	107.9%	112.0%
	コメット保育園	54	6	30	90	59	10	30	99	109.3%	166.7%	100.0%	110.0%
	ゆたか保育園	74	9	37	120	73	9	42	124	98.6%	100.0%	113.5%	103.3%
	とようら保育園	63	15	42	120	62	11	42	115	98.4%	73.3%	100.0%	95.8%
	いなむら保育園	80	6	34	120	69	6	33	108	86.3%	100.0%	97.1%	90.0%
	ほし保育園	49	11	30	90	51	8	31	90	104.1%	72.7%	103.3%	100.0%
	東保育園	64	9	27	100	69	9	43	121	107.8%	100.0%	159.3%	121.0%
	西保育園	63	9	33	105	54	8	31	93	85.7%	88.9%	93.9%	88.6%
	こひつじ保育園	30	7	23	60	40	9	25	74	133.3%	128.6%	108.7%	123.3%
	ひかりみどり保育園	0	12	38	50	0	15	42	57	0.0%	125.0%	110.5%	114.0%
	あつたか保育園	15	9	36	60	28	10	20	58	186.7%	111.1%	55.6%	96.7%
	ひまわり保育園	63	2	25	90	60	10	24	94	95.2%	500.0%	96.0%	104.4%
合計		1,258	174	713	2,145	1,181	194	701	2,076				

出典：保育課調べ ※市外受託を含む。

【地域型保育事業所】

区分	認可区分	利用定員（令和4.3.1現在）			利用児童（令和4.3.1現在）			入所率		
		3号		合計	3号		合計	3号		合計
		0歳	1・2歳		0歳	1・2歳		0歳	1・2歳	
創造の森	小規模保育事業（A型）	1	11	12	3	10	13	300.0%	90.9%	108.3%
みるく保育園	小規模保育事業（A型）	4	8	12	5	7	12	125.0%	87.5%	100.0%
たけのこキッズハウス	小規模保育事業（A型）	4	8	12	6	6	12	150.0%	75.0%	100.0%
こども館くれよんぴーす	小規模保育事業（B型）	4	8	12	2	10	12	50.0%	125.0%	100.0%
ベリーズ保育園	小規模保育事業（A型）	6	13	19	3	16	19	50.0%	123.1%	100.0%
ちびっこランド アクアス西那須野園	小規模保育事業（A型）	6	13	19	6	13	19	100.0%	100.0%	100.0%
ひかり おおやま保育園	小規模保育事業（A型）	8	8	16	8	8	16	100.0%	100.0%	100.0%
キッズハウスKPEC	小規模保育事業（A型）	5	10	15	5	10	15	100.0%	100.0%	100.0%
りとるぐう保育園	小規模保育事業（B型）	6	6	12	7	8	15	116.7%	133.3%	125.0%
合計		44	85	129	45	88	133			

出典：保育課調べ ※市外受託を含む。

◆施設の老朽化の現状

公立保育園以外の私立で運営されている教育・保育施設（以下「私立園」という。）については、国の補助金を活用した施設整備や大規模修繕を実施できることもあり、比較的新しい施設が多い一方、公立保育園については市の財源のみで施設整備や大規模修繕を行わなくてはならないため、園児の安全性の確保を最優先に、園舎や設備等の修繕に随時努めている状況にあります。老朽化が著しい状況です。

現在、全ての公立保育園で園舎の耐震性は確保していますが、今後の施設整備や大規模修繕について、民営化を考慮しつつ検討する必要があります。

また、土地に関する問題として、わかば保育園及び三島保育園の2園の敷地は借地となっているため、将来にわたって継続的な賃借料が発生します。

【市内教育・保育施設の概要】

区分	施設名称	住所	開設年月	建築年月(※)	構造	延床面積	敷地面積	借地の別(公2)	
保育園	公立	さくら保育園	桜町1-9	S28.5	H7.2	鉄筋コンクリート2階建て	686.20	2,664.00	
		ひがしなす保育園	東小屋189	S36.7	H1.2	木造平屋建て	757.34	3,369.72	
		たかはやし保育園	箭坪353-14	S40.5	H14.2	木造平屋建て	622.73	3,000.42	
		なべかけ保育園	鍋掛539	S41.5	H11.7	木造平屋建て	374.22	2,358.82	
		わかば保育園	若葉町9-21	S46.10	S46.9	木造平屋建て	540.27	4,712.54	借地
		さきたま保育園	埼玉100	S56.4	S56.2	鉄骨造平屋建て	633.97	2,716.20	
		永田保育園	下永田4-1341	S49.5	H27.3	鉄骨造平屋建て	861.02	3,315.50	
		三島保育園	三島4-30	S52.4	S52.3	鉄骨造平屋建て	767.69	3,280.00	借地
		南保育園	一区町287	S58.4	S58.3	鉄骨造平屋建て	734.60	4,566.00	
	大貫保育園	上大貫2077-7	S37.4	S62.12	木造平屋建て	499.57	3,017.00		
	私立	友里かご保育園	豊浦12-209	H16.4	H16.3	木造平屋建て	560.89	3,990.00	
		ひばりヶ丘保育園	埼玉370-5	H17.6	H17.5	鉄骨造平屋建て	868.10	4,054.00	
		コメット保育園	黒磯6-44	H22.4	H22.3	鉄骨平屋建て	990.08	4,952.82	
		ゆたか保育園	新緑町92-280	H23.4	S53.3	鉄骨造平屋建て	758.34	4,662.84	
		とよら保育園	鍋掛1088-182	H28.4	H28.2	木造2階建て	998.45	6,591.72	
		いなむら保育園	若草町117-1122	H31.4	H30.12	木造平屋建て	999.32	6,000.00	
		ほし保育園	東赤田343-158	H15.4	H19.1	木造平屋建て	907.16	4,999.00	
		東保育園	南郷屋5-163-116	H25.4	R4.9	鉄骨造平屋建て	1,038.80	4,252.05	
		西保育園	四区町662	H26.4	H28.2	木造平屋建て	836.38	4,096.93	
こいつ保育園		西大和6-5	H23.4	H23.4	鉄骨造2階建(耐火構造)	444.02	664.52		
認定こども園	私立	ひかり みどり保育園	緑1-8	H27.4	H27.2	木造	225.24	9,475.64	
		あつたか保育園	東三島2-87	H28.4	H29.11	鉄骨造2階建て(耐火・耐火構造)	456.63	8,083.00	
		ひまわり保育園	関谷1173-1	S35.10	H11.4	木造平屋建て	534.35	801.93	
		虹ヶ丘認定こども園	黒磯6-38	S40.4	H27.5	木造平屋建て	693.82	3,997.71	
		認定あけぼのこども園	上厚崎523-3	S46.4	S49.3~H18.3	鉄骨造、RC造	1,681.00	11,152.00	
		認定こども園 マロニエ幼稚園	埼玉8-478	S43.4	H16.3~H27.3	木造平屋建て	1,138.00	9,674.00	
		黒磯いずみ幼稚園 認定こども園	島方451-33	S48.4	S54.3~H28.3	鉄骨鉄筋コンクリート	2,630.00	8,809.00	
認定こども園 黒磯幼稚園	住吉町2-8	S36.4	H17.3~H28.3	鉄骨造・木造	1,389.00	7,174.00			
すぎのこ幼稚園 認定こども園	扇町3-30	S30.4	H29.3	木造平屋建て	1,317.77	4,456.61			
認定こども園 第二ひかり幼稚園	緑1-8	S53.4	S53.1~H20.2	鉄筋CR	3,058.00	9,991.00			
国際医療福祉大学 西那須野キッズハウス 認定こども園 西那須野幼稚園	井口553-5	H30.4	H29.12	鉄骨平屋建て	1,655.95	7,888.76			
認定こども園 西那須野幼稚園	西大和6-15	S32.4	S51.5~H10.12	鉄骨造・RC造	3,264.71	9,627.49			
塩原認定こども園	塩原652-1	H28.4	H28.3	木造ステンレス鋼板平屋建て	456.07	7,012.92			
幼稚園	私立	すぎのこ三島幼稚園	東三島2-87	S51.4	H13.6~H19.1	鉄筋コンクリート造	2,328.00	8,083.00	
地域型 保育 事業所	私立	創造の森	高林326	S54.11	R3.5	木造	214.37	995.69	
		みるく保育園	小結201-16	H9.9	R3.4	木造平屋	158.66	633.85	
		たけのこキッズハウス	上厚崎444-53	H13.9	H20.6	木造1階	130.00	924.00	
		こども館くれよんびーす	五軒町5-2	H20.4	S51.11	鉄筋2階建て	784.08	900.48	
		ベリーズ保育園	一区町300-9	H23.5	H2.5	木造2階建て	338.53	2,048.08	
		ちびっこランド アクス西那須野園	西大和1-8	H25.3	H21.9	鉄筋造り3階	104.10	104.10	
		ひかり おおやま保育園	下永田7-1083-4	H30.4	H30.2	木造平屋建て	183.84	492.40	
		キッズハウスKPEC	方京2-3-6	H26.6	H26.5	軽量鉄骨平屋建て	84.43	837.80	
		りとるぐっ保育園	鍋掛1087-1284	R3.4	H7.6	軽量鉄骨	151.72	599.00	

出典：保育課課調べ(令和4年10月1日現在)  
 ※複数施設がある場合は一番古い建物と一番新しい建物の建築年月を記載  
 ※建築年月で開園以降に新築又は改築が行われている園の場合、開園年月は建築年月より前の年月を示す。  
 ※ゆたか保育園、東保育園、西保育園、とよら保育園、いなむら保育園の開園年月は、公立から民営化した年月を示す。公立保育園としての開園年月は、ゆたか保育園が昭和53年4月、東保育園が昭和29年6月、西保育園が昭和46年4月、とよら保育園が昭和49年5月、いなむら保育園が昭和50年4月である。

◆各種保育サービスの実施状況

市内の教育・保育施設で実施している延長保育などの保育サービスについては、働き方の多様化等により利用希望も多く、公立や私立問わず幅広く実施しています。

【延長保育】

延長保育（短時間）

	公立	私立
実施（箇所）	10	32
設置（箇所）	10	32
実施率	100%	100%

延長保育（標準時間）

	公立	私立
実施（箇所）	4	20
設置（箇所）	10	32
実施率	40%	63%

【病児・病後児保育】

	公立	私立
実施（箇所）	0	2
設置（箇所）	10	32
実施率	0%	6%

※教育・保育施設以外に菅間記念病院でも病児保育実施

【休日保育】

	公立	私立
実施（箇所）	0	3
設置（箇所）	10	32
実施率	0%	9%

【一時保育（一時預かり）】

	公立	私立
実施（箇所）	2	7
設置（箇所）	10	32
実施率	20%	22%

出典：保育課調べ（令和4年4月1日現在）



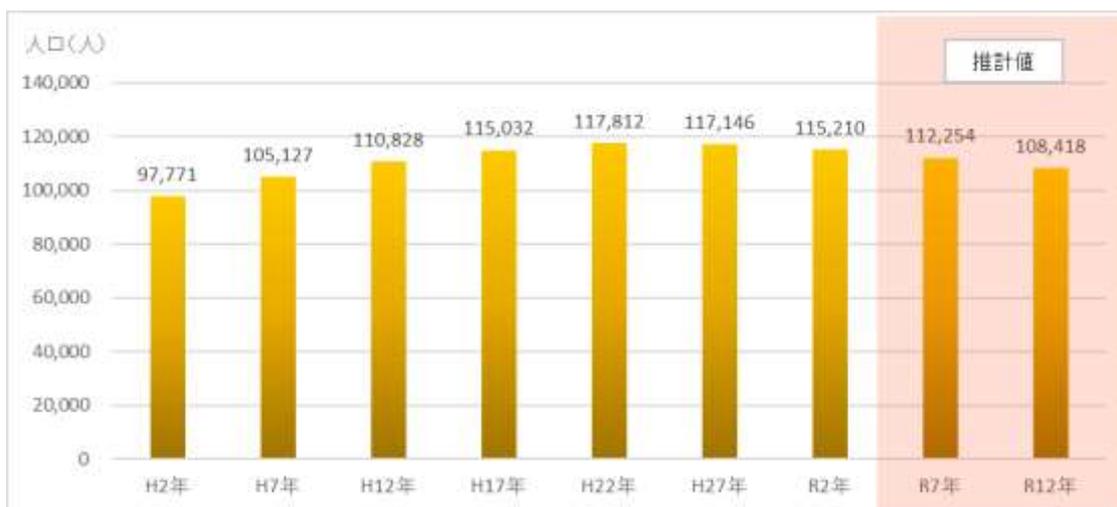
## (2) 人口推計

### ◆人口

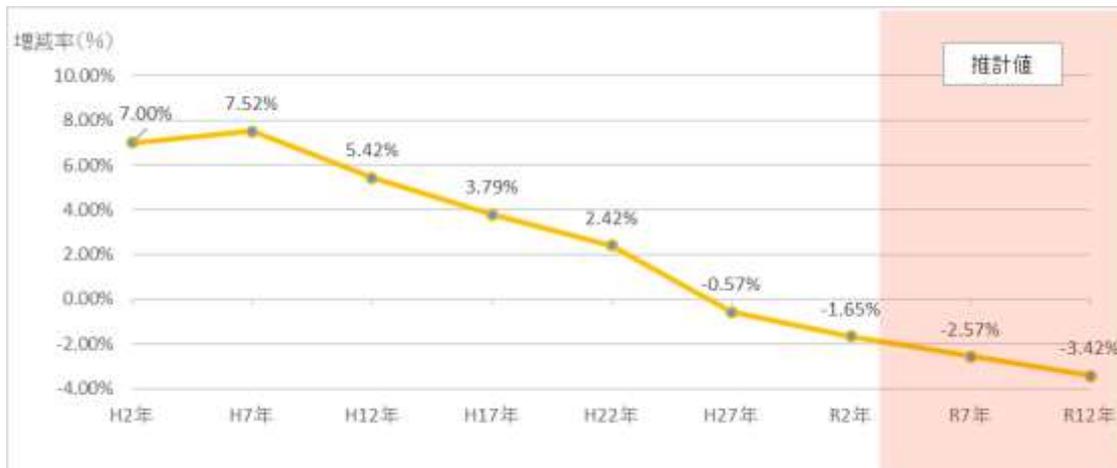
令和 2 (2020) 年度の国勢調査に基づく本市の人口は、115,210 人で、平成 22 (2011) 年度をピークに人口減少に転じています。

また、減少率は後期計画改訂版よりも進んでおり、今後、更なる人口減少が予想されます。

#### 【市の人口推移と将来推計】



#### 【市の人口推移と将来推計 (前年度比増減率)】



出典：平成 2 年～令和 2 年…総務省国勢調査（各年 1 0 月 1 日現在）

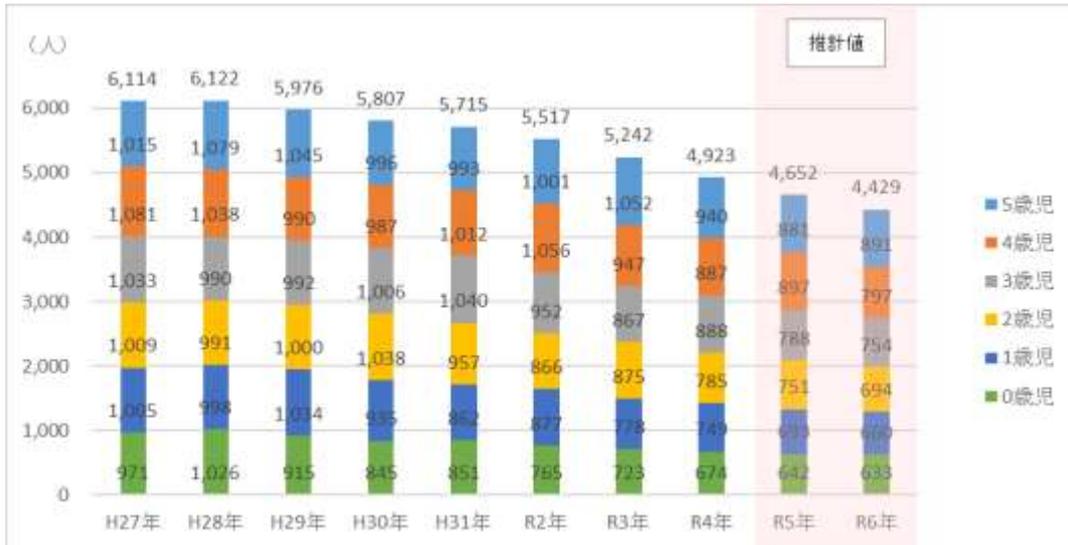
令和 2 年～令和 1 2 年…第 2 次那須塩原市総合計画後期計画（人口ビジョン）

◆就学前児童人口

本市の就学前児童人口は、少子化の影響により減少に転じており、本計画の終了年度である令和6(2024)年には4,429人程度と予想されます。

したがって、今後の教育・保育施設の需要と供給を検討するに当たっては、この少子化の進行を加味する必要があります。

【市の就学前児童人口推移と将来推計】



【市の就学前児童人口推移と将来推計（増減率・前年比及びH27比）】



出典：平成27年～令和4年…市民課調べ（各年4月1日現在）、令和5年～令和6年…子育て支援課調べ  
 ※令和5年～令和6年については、第2期那須塩原市子ども・子育て未来プラン（中間見直し）の人口推計

### (3) 児童

#### ◆入園児童数

近年の市内の教育・保育施設の入園児童数は、~~平成27(2015)年度の子ども・子育て支援新制度による認定こども園や地域型保育事業所の設置、待機児童対策のための利用定員増加等により、平成27(2015)年度から増加し続けています。~~令和元(2019)年10月1日現在の4,202人をピークに減少傾向に転じています。

なお、途中入園の児童(4月1日から入園しない児童)がいることから、各年度ともに4月1日現在との比較において10月1日現在の入園児童数が増加しています。

また、年齢別の入園児童数については、途中入園の児童の多くが0歳児に集中しています。これは育児休業終了後からの入園や、保育できる月齢に限りがあるため、年度当初からの入園にならない場合などがあるためです。

#### 【市内教育・保育施設 入園児童数の推移】

##### ア 1号認定

区分	H30年上	H30年下	H31年上	R1年下	R2年上	R2年下	R3年上	R3年下	R4年上
公立入園児数	0	0	0	1	0	0	0	0	0
私立入園児数	742	755	941	975	926	945	807	870	722
合計	742	755	941	976	926	945	807	870	722
増減率	0	1.8	24.6	3.7	-5.1	2.1	-14.6	7.8	-17.0

##### イ 2号認定

区分	H30年上	H30年下	H31年上	R1年下	R2年上	R2年下	R3年上	R3年下	R4年上
公立入園児数	646	649	552	553	554	555	532	526	511
私立入園児数	1,015	1,059	1,294	1,364	1,333	1,386	1,363	1,413	1,329
合計	1,661	1,708	1,846	1,917	1,887	1,941	1,895	1,939	1,840
増減率	0	2.8	8.1	3.8	-1.6	2.9	-2.4	2.3	-5.1

##### ウ 3号認定

区分	H30年上	H30年下	H31年上	R1年下	R2年上	R2年下	R3年上	R3年下	R4年上
公立入園児数	335	395	309	364	305	342	285	332	259
私立入園児数	775	901	806	945	816	949	809	981	824
合計	1,110	1,296	1,115	1,309	1,121	1,291	1,094	1,313	1,083
増減率	0	16.8	-14.0	17.4	-14.4	15.2	-15.3	20.0	-17.5

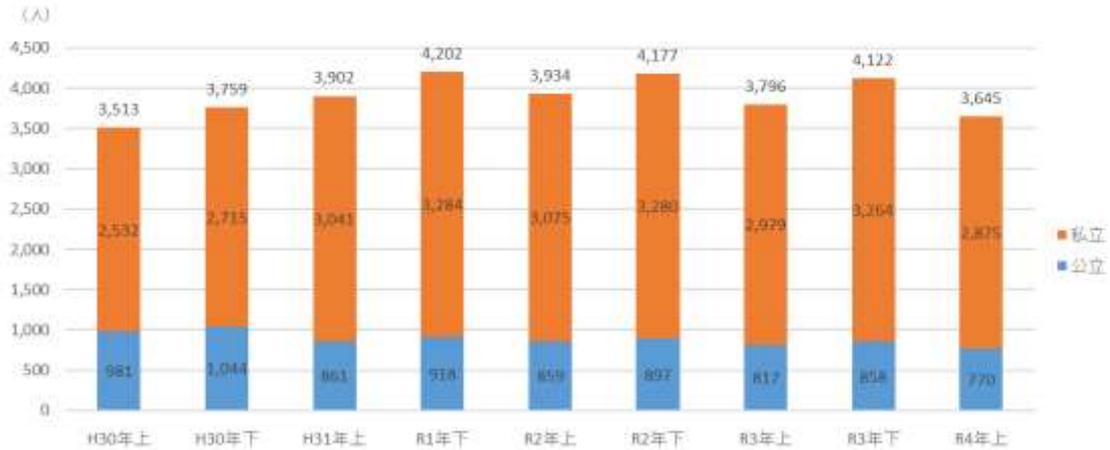
##### エ 合計

区分	H30年上	H30年下	H31年上	R1年下	R2年上	R2年下	R3年上	R3年下	R4年上
公立入園児数	981	1,044	861	918	859	897	817	858	770
私立入園児数	2,532	2,715	3,041	3,284	3,075	3,280	2,979	3,264	2,875
合計	3,513	3,759	3,902	4,202	3,934	4,177	3,796	4,122	3,645
増減率	0	7.0	3.8	7.7	-6.4	6.2	-9.1	8.6	-11.6

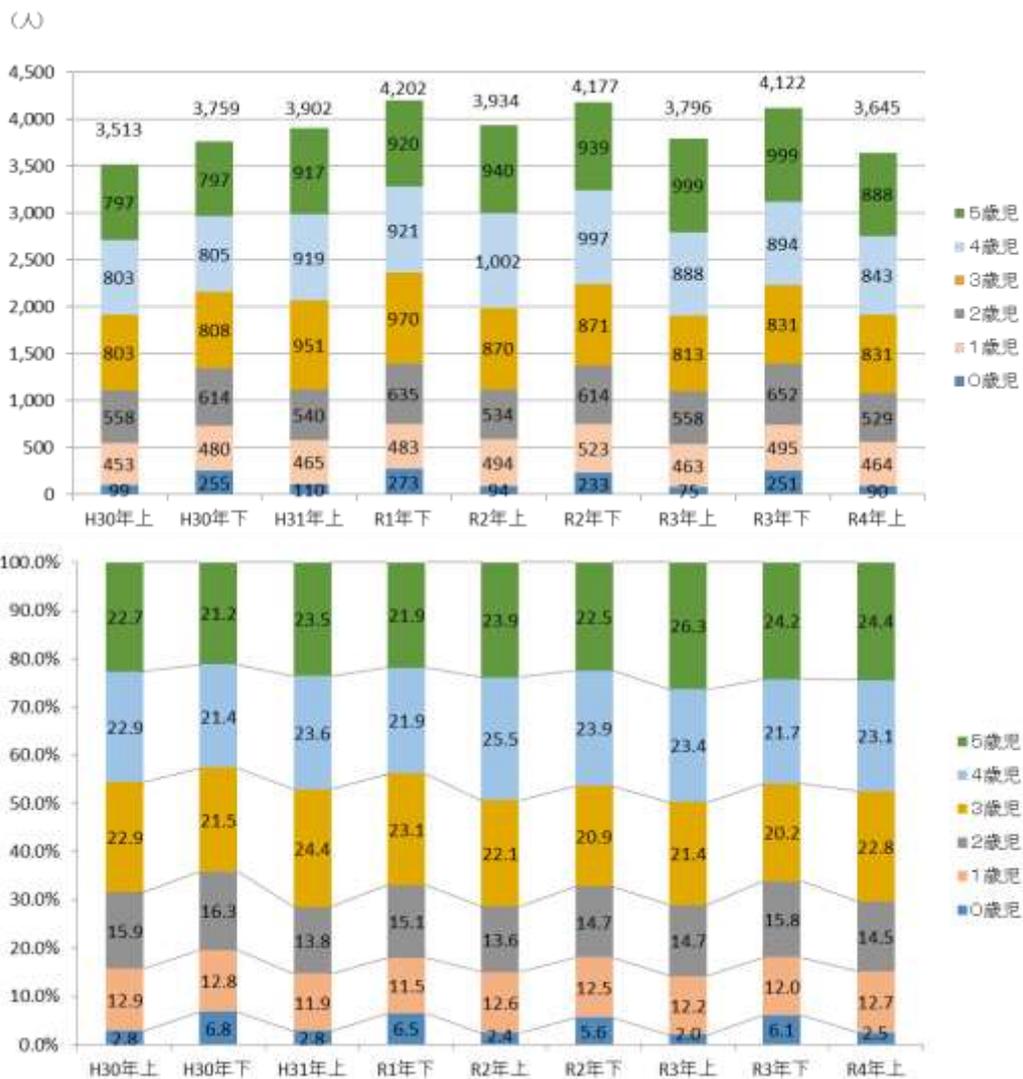
出典：保育課調べ(上：各年4月1日現在、下：各年10月1日現在)

※入園児数は、市内在住の市内保育園在園児(通常入所児童)と市外保育園在園児(広域委託児童)の和の実市民入園児童数を示す。

【入園児童数の推移（公立私立別）】



【入園児童数の推移（上：年齢別実数 下：各年齢別割合）】



出典：保育課調べ（上：各年4月1日現在、下：各年10月1日現在）  
 ※入園児数は、市内在住の市内保育園在園児（通常入所児童）と市外保育園在園児（広域委託児童）の和の実市民入園児数を示す。

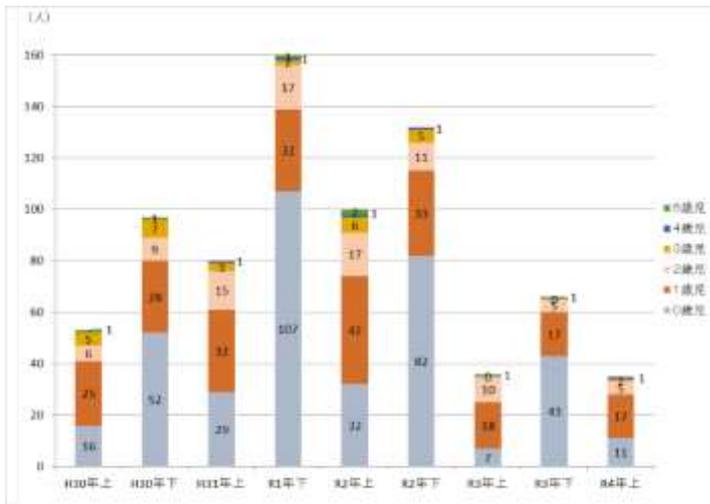
◆入園待ち児童数（保留児童数）

本市では、入園に当たっては、児童福祉法で規定する「保育を必要とする」状態を点数化した上で審査し、限られた利用定員の中で優先順位を定めて入園の可否を決定していますが、その審査で入園ができなかった児童については入園待ち児童となります。（以下「入園待ち児童」という。）

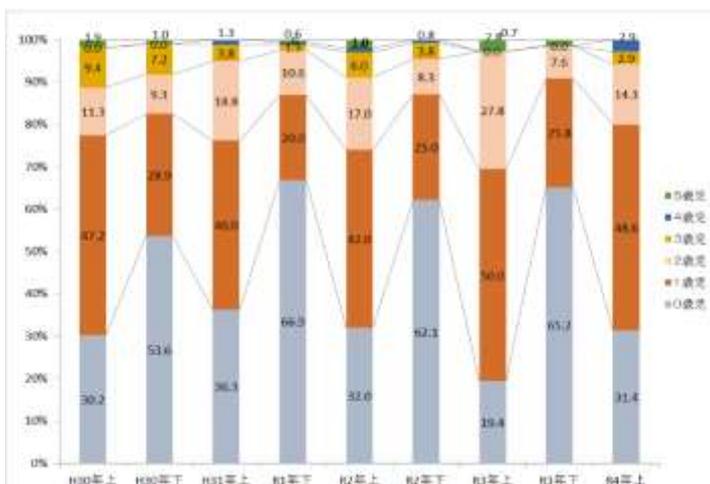
平成 30(2018)年度からの入園待ち児童は、令和元(2019)年 10 月 1 日現在の 160 人をピークに減少傾向に転じています。

【市内入園待ち児童の数の推移】

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
H30年上	16	25	6	5	0	1	53
H30年下	52	28	9	7	0	1	97
H31年上	29	32	15	3	1	0	80
R1年下	107	32	17	2	1	1	160
R2年上	32	42	17	6	1	2	100
R2年下	82	33	11	5	1	0	132
R3年上	7	18	10	0	0	1	36
R3年下	43	17	5	0	0	1	66
R4年上	11	17	5	1	1	0	35



【市内入園待ち児童の数の推移  
(上：年齢別実数 下：年齢別割合)】



出典：保育課調べ（上：各年 4 年 1 日現在、下：各年 1 0 月 1 日現在）

※市内の保育園に入園申請をしている市内在住の児童であって、保育園に入園することができず、入園待ちの状態にある児童数を示す。なお、入園待ち児童は保留児童という名称を使用することもあるが、本計画では第 1 期計画との継続性から入園待ち児童という名称を使用する。

◆待機児童数

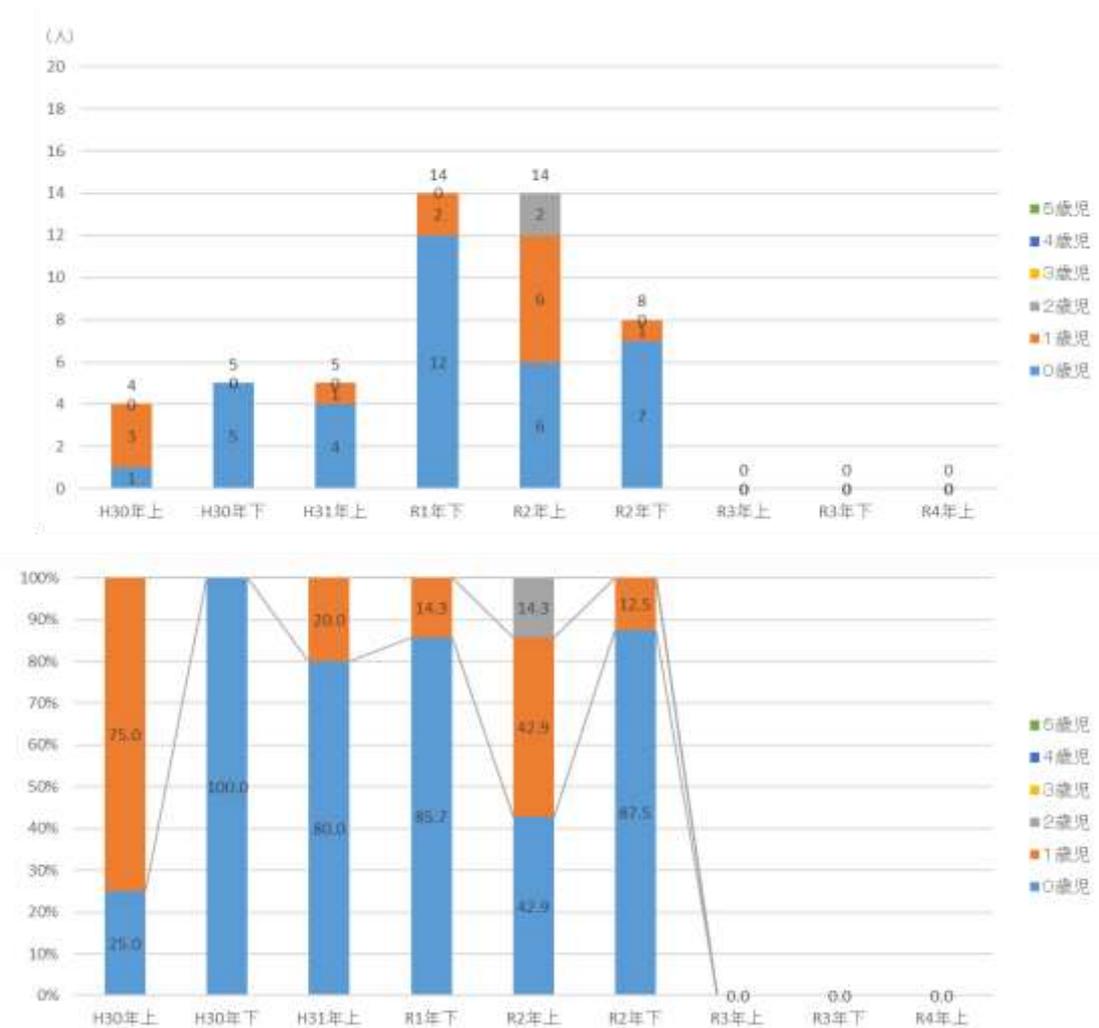
近年の待機児童（入園待ち児童のうち、国基準で定める児童）数は、一番多い時点で令和元(2019)年10月1日、令和2(2020)年4月1日現在の14人でしたが、施設整備等による対策が進み、平成31(2019)年4月1日には5人まで減少しました。の結果、令和3(2021)年4月1日以降は0人を継続しています。

【市内待機児童数の推移】

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
H30年上	1	3	0	0	0	0	4
H30年下	5	0	0	0	0	0	5
H31年上	4	1	0	0	0	0	5
R1年下	12	2	0	0	0	0	14
R2年上	6	6	2	0	0	0	14
R2年下	7	1	0	0	0	0	8
R3年上	0	0	0	0	0	0	0
R3年下	0	0	0	0	0	0	0
R4年上	0	0	0	0	0	0	0

出典：厚生労働省保育所入所待機児童数調査（上：各年4月1日現在、下：各年10月1日現在）

【市内待機児童数の推移（上：年齢別実数 下：年齢別割合）】



出典：厚生労働省保育所入所待機児童数調査（上：各年4月1日現在、下：各年10月1日現在）

◆要支援児への保育士の配置状況

発達の遅れなど特別の配慮が必要な児童（以下「要支援児」という。）に対し、通常の配置基準に加えて保育士を配置（以下、「加配」という。）し、児童の発達への支援を行っています。

加配のついた要支援児の入園の状況については、各年度、公立保育園が多く受入れを行っています **が、私立園での受入も増加傾向にあります。**

【加配のついた要支援児の数】

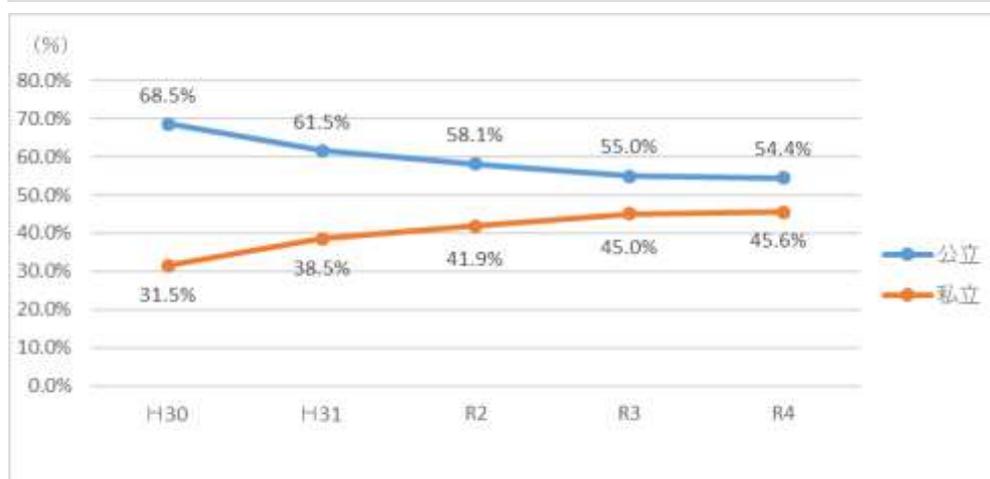
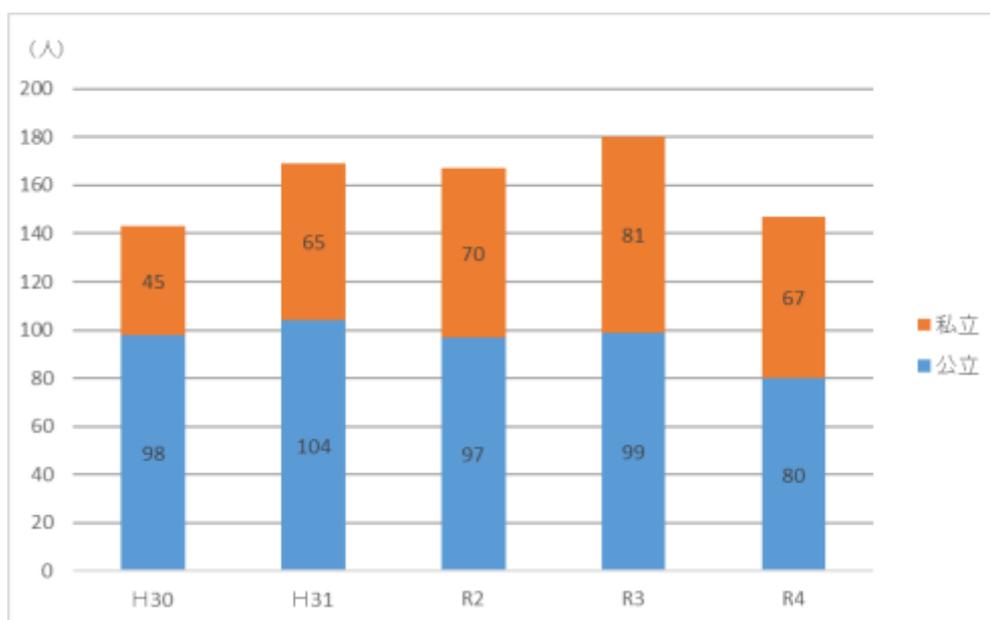
	H30	H31	R2	R3	R4
公立保育園	98	104	97	99	80
私立園	45	65	70	81	67
合計	143	169	167	180	147

出典：保育課調べ（各年3月1日現在。令和4年のみ4月1日現在）

※平成30年度～令和3年度は2回目の発達支援審査会での認定数。

令和4年度は1回目の認定数。

【加配のついた要支援児の数（上：公立私立実数 下：公立私立割合）】



## (4) 職員

### ◆公立保育園職員数

保育士不足が各地で問題となっていますが、本市においても例外ではありません。少子化の時代を迎え、今後の施設運営を考える上で関係職員の動向を把握する必要があります。

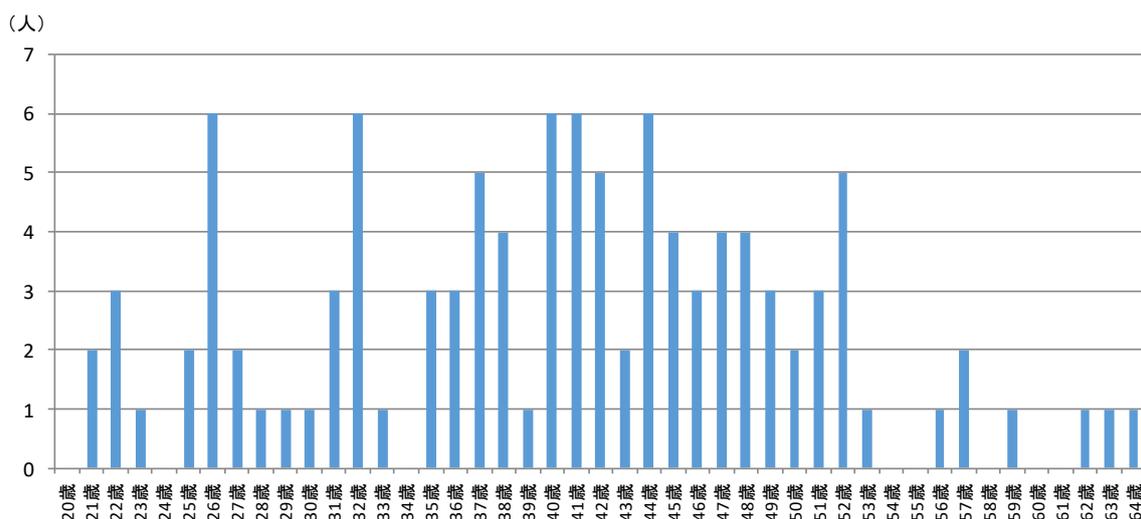
令和4(2022)年4月1日現在で市役所職員のうち、保育士で採用されている職員は106人(再任用職員及び育児休業取得中職員を含む。)です。年齢別では、30代から40代までが多くなっています。計画終了年度である令和6(2024)年度末で定年退職・再任用の任期满了となる保育士は6人であり、新規採用職員を見込まない場合は、全体の約6%が減少します。

また、公立保育園の場合、保育士のほかに調理員を正職員(再任用)で配置しており、令和4(2022)年4月1日現在、8人となっています。

市では、平成29(2017)年3月に「第3次定員適正化計画」(計画期間:平成29(2017)年度から令和4(2022)年度まで)を策定し、職員の採用等に関して計画的に進めています。その中で保育士に関しては、「保育環境の質の向上が図れるよう、必要な体制整備に配慮の上、計画的な採用に努め、適正化を図る」とされています。調理員も含めた技能労務職に関しては、「本計画期間中においても引続き退職者不補充とし、臨時職員や再任用職員などを活用するとともに、今後、技能労務職の現場を精査し、可能な業務について民間委託等の推進に取り組んでいく」とされています。

したがって、今後の公立保育園の運営に当たっては、引き続き「定員適正化計画」で掲げた基本方針を踏まえつつ、必要な保育士等の確保に関して検討する必要があります。

### 【市役所職員年齢別保育士数】



出典：保育課調べ(令和4年4月1日現在)

※保育士で採用されている再任用も含む市役所正職員の年齢別の内訳を示す。また、保育園以外の部署に配属される保育士4人を含む。

### ◆保育士の配置

令和4(2022)年4月1日現在、公立保育園には、再任用を含め102人の正職員の保育士が配置されていますが、保育園の運営においては、設備運営基準によって、1人当たりの保育士が担当することができる児童数の上限が年齢ごとに定められているため、臨時会計年度任用職員の保育士を雇用しています。

令和4(2022)年4月1日現在で公立保育園における臨時会計年度任用保育士が占める割合は、実人数で63.4%、フルタイム常勤換算値では58.7%であり、保育士の非正規雇用が多い状況です。非正規雇用については、柔軟な職員の採用計画を立てることができる一方で、その配置状況の流動化も生じ、保育士の確保が困難な状況下において、設備運営基準への対応が課題となっています。

### 【公立保育園保育士配置状況】

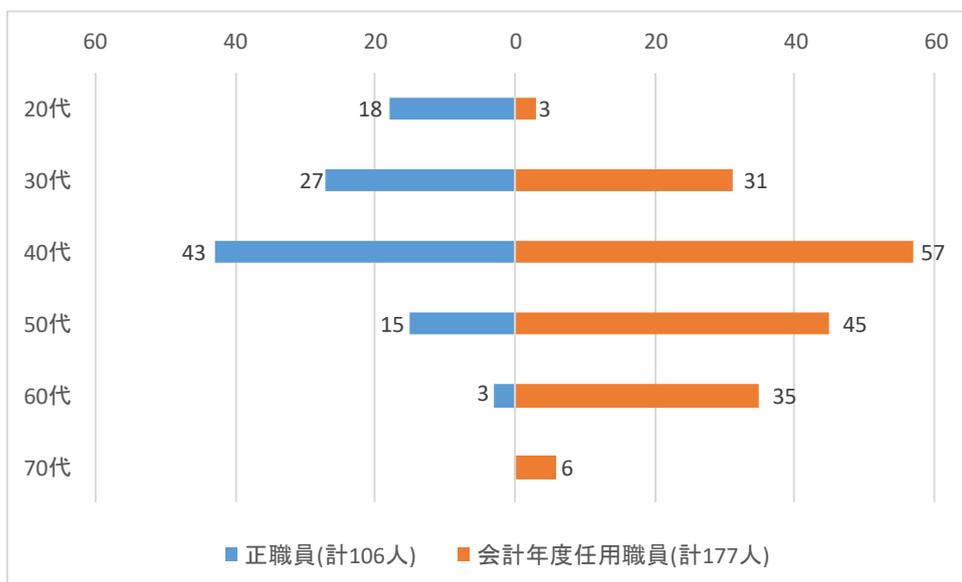
区分	正職員				会計年度任用職員			計I (E+H)	会計年度任用 職員割合(%) (H/I×100)	
	園長 A	副園長 B	保育士 C	育休・産休 保育士D	小計E (A~D)	常勤 保育士F	非常勤 保育士G			小計H (F+G)
さくら保育園	1	1	8	0	10	9	4.6	13.6	23.6	57.6
ひがしなす保育園	1	1	8	3	13	9	7.2	16.2	29.2	55.5
たかはやし保育園	1	1	6	0	8	6	5.7	11.7	19.7	59.3
なべかけ保育園	1	1	5	2	9	10	3.8	13.8	22.8	60.6
わかば保育園	1	1	8	1	11	10	8.6	18.6	29.6	62.8
さきたま保育園	1	1	9	0	11	10	7.1	17.1	28.1	60.8
永田保育園	1	1	8	1	11	14	6.1	20.1	31.1	64.6
三島保育園	1	1	8	2	12	10	3.7	13.7	25.7	53.3
南保育園	1	1	8	0	10	10	2.7	12.7	22.7	55.9
大貫保育園	1	1	5	0	7	5	2.7	7.7	14.7	52.3
計	10	10	73	9	102	93	52.1	145.1	247.1	58.7

出典：保育課調べ（令和4年4月1日現在）

※再任用職員も含む。

※非常勤保育士数は、県指導監査調査の考え方を踏まえ、フルタイム常勤換算値である。

### 【公立保育園保育士配置状況（正職員・会計年度任用職員年代別）】



出典：保育課調べ（令和4年4月1日現在）

※実人数のため上記公立保育園保育士配置状況の数値とは合わない。

※保育園以外の部署に配属されている保育士4人を含む。

## (5) 国の政策

少子化対策も含めた教育・保育関連の国の施策は以下のとおりです。(令和4年版少子化社会対策白書から抜粋)

### 令和2(2020)年5月 少子化社会対策大綱(第4次大綱)の策定と推進

第4次となる新たな大綱の策定に向けて、平成31(2019)年2月に、内閣府特命担当大臣(少子化対策)の下、有識者による「第4次少子化社会対策大綱策定のための検討会」を発足させ、検討を進めた。同検討会は、令和元(2019)年12月に提言を取りまとめ、政府においては、この提言を真摯に受け止めて、大綱の検討を行い、少子化社会対策会議を経て令和2(2020)年5月29日に第4次となる新たな「少子化社会対策大綱」を閣議決定した。

第4次大綱は、「希望出生率1.8」を実現するため、「結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる」、「多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える」、「地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める」、「結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる」、「科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する」の五つの基本的な考えに基づき、社会情勢の変化等を踏まえた、令和の時代にふさわしい当事者目線の少子化対策を進めていくこととしている。

### 令和2(2020)年12月 「全世代型社会保障改革の方針」の策定

令和元(2019)年9月から、内閣総理大臣を議長とする「全世代型社会保障検討会議」が開催された。同会議では、人生100年時代の到来を見据えながら、お年寄りだけではなく、子供たち、子育て世代、さらには現役世代まで広く安心を支えていくため、年金、労働、医療、介護、少子化対策など、社会保障全般にわたる持続可能な改革について検討が行われ、令和元(2019)年12月に中間報告、令和2(2020)年6月に第2次中間報告、同年12月に「全世代型社会保障改革の方針」が取りまとめられ、同年12月15日に閣議決定された。

「全世代型社会保障改革の方針」では、長年の課題である少子化対策を大きく前に進めるため、不妊治療への保険適用の早急な実現、待機児童の解消に向けた新たな計画の策定、男性の育児休業の取得促進といった少子化対策がトータルな形で示された。

### 令和2(2020)年12月 「新子育て安心プラン」の公表

令和2(2020)年12月、厚生労働省が「新子育て安心プラン」を公表した。同プランでは、令和3(2021)年度から令和6(2024)年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備するほか、①地域の特性に応じた支援、②魅力向上を通じた保育士の確保、③地域のあらゆる子育て資源の活用を柱として、各種取組を推進することにより、できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25歳～44歳)の就業率の上昇に対応することとしている。

### 令和3(2021)年6月～ こども家庭庁設置に向けた検討

「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3(2021)年6月18日閣議決定)に基づき、子供を産み育てやすい環境の整備を加速するとともに、子供の命や安全を守る施策を強化し、子供の視点に立って、子供を巡る様々な課題に適切に対応するためのこども政策の方向性について検討を行うこととされた。これを受け、こども政策の推進に係る作業部会を開催し、行政組織の検討を進めた。こども政策の方向性については、「こども政策の推進に係る有識者会議」を令和3(2021)年9月から5回にわたり開催し、同年11月に報告書が取りまとめられた。これらを踏まえ、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を同年12月に閣議決定した。

基本方針では、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて(「こどもまんなか社会」)、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設することとしている。

近年の国の教育・保育施設整備に係る政策において関連する重要事項としては、「待機児童の解消」という目標に継続して取り組んで来たことが挙げられます。~~また、少子高齢化社会への対応として一億総活躍社会の推進、それによる多様な保育サービスの充実なども行ってきました。~~これらの推進のため子ども・子育て支援交付金や保育所等整備交付金などが設けられ、市においても認定こども園や保育園などの施設整備へ活用してきました。

また、令和5(2023)年4月1日から、少子化対策を含むこども政策について一元的に企画・立案・総合調整を行う「こども家庭庁」が創設されます。

## (6) 後期計画改訂版の進捗

### ① 公立保育園の民営化

後期計画改訂版では、ひがしなす保育園、とようら保育園、わかば保育園、いなむら保育園の公立保育園4園の民営化を具体的な目標として掲げました。その達成状況の精査・分析を通じて課題を抽出し、本計画の中で検討する必要があります。

なお、公立保育園の民営化の推進に係る本市の基本方針としては、後期計画改訂版の中で「計画を実施するに当たっては、保護者への説明会を実施し保護者の不安解消に努め、可能な限り保護者の意向を反映させていくこと」、「計画の実施に当たっては、児童や保護者への影響を考慮する必要があることから、市、保護者、事業者等と十分な連携を取りながら進めること」を定めています。

本市としては、この考え方を踏まえ、民営化の対象としている保育園に関し、保護者会への説明及び全体的な保護者会説明会を開催するなど、保護者との事前協議を十分に行い、その理解を得た上で民営化に取り組んできました。

また、民営化を進めていくに当たっての具体的な手法として、関係保護者会と協議した結果も踏まえて「公立保育園民営化ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定し、これに基づき推進してきました。

#### ◆ひがしなす保育園

ひがしなす保育園については、保護者会において平成21(2009)年4月に「民営化に反対する決議」が採択された経緯があり、これまで市と関係者で協議を進めてきました。

後期計画改訂版でも引き続き保護者に対する民営化の説明会やアンケートを保護者会と実施するなど、対応を続けていましたが、民営化への同意までは至りませんでした。今後とも、きめ細かに保護者の理解を得る取組を進めていく必要があります。

なお、ひがしなす保育園の現在の駐車場については、民間の土地を利用しており、今後、当該駐車場の利用が困難になった場合、その確保が課題となります。

#### ◆とようら保育園

とようら保育園については、平成23(2011)年6月に開催した保護者会説明会で民営化に係る募集要項案の了承を得たことから、同年7月から9月にかけて、移管先事業者の募集を行いました。敷地が狭いことにより、応募を2回行うも応募がなかったため、平成25(2013)年度に近隣の県有地を購入し、改めて移管先事業者の応募を行い、移管先事業者を選定しました。

その後、移管条件としていた園舎の新築を行い、平成28(2016)年4月に市の民営化の第4号として、民営化をしました。

#### ◆わかば保育園

わかば保育園については、いなむら保育園と合併し、確保していた市有地に移転し民営化を目指していましたが、保護者の同意を得られなかったため、単独での民営化を目指すこととなりました。

土地については借地であるため民営化後の土地の確保が課題となり、解決のため近隣の市有地を探していますが、移転先は未定となっています。

民営化の予定が遅れているため、児童の安全を最優先とし、平成 30(2018)年 9 月に耐震化改修工事を行いました。

#### ◆いなむら保育園

いなむら保育園については、前述の市有地における単独での民営化とし、保護者会説明会で民営化に係る募集要項案の了承を得たことから、移管先事業者の応募を行い、移管先事業者を選定しました。

その後、移管条件としていた園舎の新築を行い、平成 31(2019)年 4 月に市の民営化の第 5 号として、民営化をしました。

#### ② 私立園の動向

後期計画改訂版では、平成 27(2015)年に本格運用された子ども・子育て支援新制度により市内幼稚園事業者と協働で私立園の認定こども園への移行を進めてきました。それにより幼稚園から、幼保連携型認定こども園へ 6 園が、幼稚園型認定こども園へ 2 園が移行しました。また、新たに保育園 2 園と幼保連携型認定こども園 2 園が設置され、大幅な利用定員の増加につながっています。

地域型保育事業所は、待機児童の多くを占める 0～2 歳児までを対象とした 19 人までの施設のため、待機児童対策として、認可外保育施設からの移行等で 7 施設、新規の事業所 1 施設を設置し、計画通り定員の増加を図りました。

~~しかし、教育・保育施設への需要は増え続けており、待機児童の解消には至っていないため、本計画の中で少子化など様々な要因を加味し、私立園との連携等、今後の施策について検討する必要があります。~~

## (7) 本計画における課題

後期計画改訂版で解決できなかった課題として、待機児童の解消と公立保育園2園の民営化があります。本計画でも引き続きこれらの課題について取り組んでいきますが、少子化が後期計画改訂版で想定した以上に進行しており、児童数の更なる減少が見込まれるため、影響を見極める必要があります。

特に待機（入園待ち）児童の解消について、今までは施設整備を中心に行ってきましたが、このまま大規模な施設増を続けていけば、供給過剰による定員割れを起す可能性もあるため、計画終了時まで利用定員が不足し、かつ、需要が今後も見込め、待機児童も発生している0歳児を中心とした確保方策について検討する必要があります。

令和2(2020)年度 ※実績 (単位：人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
人口	765	877	866	952	1,056	1,001
ニーズ	357	1,069		2,934		
定員	273	1,074		3,292		
不足量	▲ 84	5		358		



令和6(2024)年度 (単位：人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
人口	633	660	694	754	797	891
ニーズ	308	958		2,382		
定員	288	1,114		2,870		
不足量	▲ 20	156		488		

出典：保育課調べ

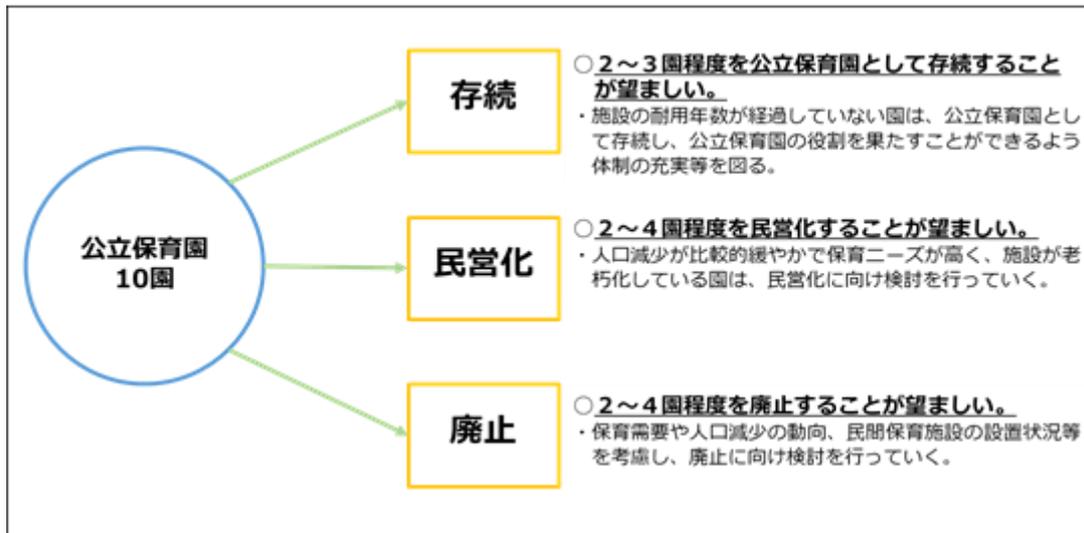
老朽化等、施設の改修は園児の処遇の改善という面からも必要な場合もあるため、老朽化等、改修が必要な園への支援の方法について検討する必要があります。

また、改修を行う際は、前述の待機児童対策として不足が見込まれる0歳児を中心とした定員増も併せて行うことが効率的です。

行政機関である公立保育園は、待機（入園待ち）児童や新たな子育て支援施策等の課題に機動的に対策を取れますが、公立保育園の老朽化は著しく、建物の構造上対応が難しい場合があり、園舎の建替えを行うにも国県補助金等が活用できないため、計画的に民営化を進め、民間と協働し諸課題に対応してきました。

しかし、行政機関である公立保育園に今後求められる役割は、多岐にわたると予想され、次のとおりであると「公立保育園在り方検討会」から提言されています。

「①児童のセーフティネットとしての役割」「②定員調整機能としての役割」「③市全体の保育の質の向上を牽引する役割」「④地域の子育て支援拠点としての役割」、これらの役割を担いつつ、同検討会が示した「公立保育園の在り方」の実現を目指し、民営化・廃止等を進めていく必要があります。



公立保育園の在り方イメージ図（出典：公立保育園在り方検討会報告書）

## (8) 第2期子ども・子育て未来プランとの連携

「第2期子ども・子育て未来プラン」は、各市町村で策定が義務付けられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」を内包しています。

「市町村子ども・子育て支援事業計画」では、今後5年間の子育て世帯の、教育・保育施設や各種保育サービスの需要（量の見込み）と供給（確保方策）の見込みについて策定するとされているため、平成31(2019)年1月に「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施し、第2期未来プランでその調査結果や少子化などの要因を勘案した今後5年間の量の見込みと確保方策について策定しています。

本計画を推進していく上でも、第2期未来プランの量の見込みと確保方策との整合を図りながら整備を進めていく必要があります。

また、第2期未来プランは、その他、市町村次世代育成支援事業計画や子どもの貧困、虐待防止対策などの施策を包括した計画であり、今後、教育・保育施設に求められる役割についても、整合を図り、各種施策を推進していく必要があります。



## 4. 事業者アンケート調査

---

今後の市の保育園整備等を効果的に推進するためには、保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等及び認可外保育施設を運営する関係事業者の理解、協力が不可欠です。

そのため、今後の事業者としての園の運営計画についての意向や考え方を把握するために、アンケート調査を実施しました。

アンケート調査の実施方法は、市が設定した質問を記した調査票を事業者に郵送し、事業者の回答に当たっては、各設問に対する選択方式又は自由記述方式としました。

その対応意向等を考察し、整理した結果、主な論点としては、次のようなものが挙げられます。

### 【関係事業者アンケート調査から見えてくる主な課題・提案】

- ・少子化により私立園が定員割れを起こす場合に備えての、公立園の規模縮小や廃園の検討の必要性
- ・無償化に伴い1号認定から2号認定への移行希望者の増加に対する利用定員の流動的な変更
- ・施設修繕や他認可施設移行時への財政的支援
- ・民営化の継続及び既民営化園への支援
- ・待機児童ゼロ問題への対応
- ・小規模保育事業所の開設等の希望
- ・安定した職員（特に保育士）の確保への施策
- ・認可外保育施設への支援の継続

## 5. 基本方針

「3. 現状と課題」及び「4. 事業者アンケート調査」で整理した課題等を踏まえ、本計画における基本方針を次のとおりとします。

### ◆基本方針1：第2期那須塩原市子ども・子育て未来プランと連動した対応を図ります。

- ◎現在、子育てについては核家族化の進行による育児環境の変化や要支援児の増加、虐待防止など様々な問題が山積しており、教育・保育施設の役割はますます大きくなっています。
- ◎各市町村に策定が義務づけられた「市町村子ども・子育て支援事業計画」、任意計画の「次世代育成支援対策行動計画」など子育てに係る施策をまとめた「第2期那須塩原市子ども・子育て未来プラン」を令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの期間で定めていますが、本計画は第2期未来プランに関連する計画として、教育・保育施設の量の見込みと確保方策だけでなく、その他の様々な子育て施策とも連動して、必要な施設整備を進めていきます。

### ◆基本方針2：少子化を考慮した教育・保育施設の整備等を図ります。

- ◎第1期後期計画で進めた施設整備により教育・保育施設の利用定員が増加しましたが、少子化が一層進行したことにより、今後、供給過多となる可能性があります。
- ◎女性の就業率上昇などによる保育需要の向上から0歳児を中心としたニーズは高まっており、待機(入園待ち)児童も0歳児が中心となっていますので、今後も利用定員が不足すると推測されます。
- ◎0歳児を中心とした定員を増やせる地域型保育事業所の開設や既存施設の利用定員増加などを中心に施策を展開し、待機児童ゼロを解消継続していきます。
- ~~◎少子化の進行を鑑みると大規模な施設の増加は慎重に進める必要があることから、既存施設の利用定員増加による対応を講ずるよう私立園に働きかけていきます。~~
- ◎老朽化による施設の改修が行われる際は0歳児を中心とした定員を増加できるよう私立園に働きかけ、児童の処遇改善と併せて待機(入園待ち)児童対策も図っていきます。

### ◆基本方針3：引き続き公立保育園の民営化を推進します。

- ◎公立保育園の園舎のほとんどは老朽化が著しいため、計画的に民営化を進めてきました。
- ◎市の財政負担を軽減し、多様化する保育ニーズへの対応を図るため、民営化の需要が見込める園については、引き続き公立保育園の民営化を推進します。

◆基本方針 4：将来の公立保育園の役割について明確化していきます。

- ◎「官から民へ」という流れは継続していることを考えると、今後も民営化を継続していきますが、一方、公立保育園は年少人口の減少の場合に規模縮小等による利用定員の調整や、採算の取れない地域での保育園の運営、要支援児や被虐待児などの配慮が必要な児童のセーフティネット等、様々な役割が求められています。
- ◎民営化を行う保育園や行政組織として残す保育園を検討するに当たり、本市の公立保育園の果たす役割について明確化することが必要です。そのため本計画期間内で、各地区の人口推移や、少子化の時代に必要な子育て支援など、様々な要因を加味した検討を行い、一定の方向性を示していきます。

## 6. 整備等に向けた施策

本計画の中で取り組む教育・保育施設の整備等に係る各種施策は次のとおりです。

なお、当項目で記載している指標は、本計画を推進するに当たってのおおむねの目安であり、実際の本計画の推進を通じた各施策の展開状況や今後の国の政策状況を踏まえて、柔軟に対応することとします。

### ◆施策1：地域型保育事業所の設置

指標	◎1園から3園の設置
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳児を中心とした保育ニーズの高まりから、関係事業者と協議した上で、地域型保育事業所等への設置を促進します。</li> <li>・<del>設置に当たっては、民間認可外保育施設からの移行や、事業者を公募する新規の設置も含め、民間事業者と関係強化の上、幅広く行います。</del></li> <li>・家庭的保育事業所等の設置に伴う整備等に関しては、国の施設整備費補助金等の補助事業の活用を図るなど、その取組を支援します。</li> </ul>
<p>【参考：第2期計画の達成状況（中間見直し時点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度：小規模保育事業を新規認可</li> <li>・令和3年度：家庭的保育事業から小規模保育事業に移行</li> </ul>	

### ◆施策2：既存の私立保育園及び私立認定こども園の整備の促進

指標	◎対象園：1年度に1園程度
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に民営化した元公立保育園や民営化が決定した公立保育園で、今後、整備等の必要がある場合は、国の補助事業の活用を図るとともに、市単独での補助も検討します。</li> <li>・関係事業者と協議した上で、既存の私立園で特に0歳児を中心に定員増を図れる施設整備について、国の補助事業を活用し必要な支援を行います。</li> <li>・ただし、市の財源にも限りがあることから、施設の老朽度や定員増、特に不足が見込まれる0歳児を中心とした定員増が図れる施設整備などに優先度を付け、順番に整備を行っていくよう、関係事業者と協議して進めます。</li> </ul>
<p>【参考：第2期計画の達成状況（中間見直し時点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度：大規模修繕1園（2か年事業）</li> <li>・令和3年度：大規模修繕1園、新築1園（2か年事業）</li> </ul>	

### 施策3：公立保育園の民営化の推進

指標	◎対象園：最大2園
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期計画改訂版に引き続き民営化を推進しますが、将来、少子化の進行により、教育・保育施設の供給過多のおそれもあることから、人口の減少が緩やかな地区から民営化を推進するなど慎重に検討していきます。</li> <li>・民営化の推進に当たっては、整備等の必要がある場合、国の補助事業の活用を図るとともに、市単独での補助も検討します。</li> <li>・その他、対象園ごとに課題に係る対応内容をまとめます。</li> </ul> <p>①ひがしなす保育園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少が比較的緩やかな地区です。</li> <li>・引き続き保護者会との協議を進め、<del>民営化に向けた理解と協力が得られるよう努めます</del>民営化に対する保護者の不安を解消し、民営化の円滑な実施を図ります。</li> <li><del>・民営化の際は、市において近隣で駐車場に適した土地の確保を図ります。</del></li> </ul> <p>②わかば保育園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・今後人口減少が見込まれる地域に位置しており、また、移転先の土地の確保について検討が必要なことから、ひがしなす保育園の民営化を優先とし、人口減少の推移などを見極め、民営化を判断します。</del></li> </ul> <p>③三島保育園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少が比較的緩やかな地区です。</li> <li>・保護者会との協議を進め、民営化に向けた理解と協力が得られるよう努めます。</li> <li>・園舎は築45年を経過し、老朽化が進んでおり、敷地は借地となっています。老朽化対策と借地の解消を一体的に図るため、新築・移転を前提に民営化を進めます。</li> </ul>
<p>【参考：第2期計画の達成状況（中間見直し時点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度：「ひがしなす保育園」の民営化（移管先事業者）が決定（令和6（2024）年4月1日から民営化）</li> </ul>	

### ◆施策4：私立園の新たな認可施設への移行支援

指標	◎0歳児を中心とした定員増を図る。
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係事業者と協議した上で、市内の私立園において新たな認可施設へ移行する（保育園から認定こども園など）事業者を支援し、また、移行時に当たっては、不足している利用定員について、特に0歳児を中心とした利用定員の増加を図れるよう協議します。</li> <li>・協議により定員増を図る施設について、建替えなどを行う場合には、国の補助事業の活用を図るなど、必要な支援を行います。</li> </ul>

## ◆施策5：公立保育園の今後についての検討（公立保育園の在り方の実現）

指標	<p>◎本計画中に公立保育園の今後について方向性を決める。</p> <p>◎本計画中に1園を廃止する。</p>
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度に学識経験者等による「公立保育園在り方検討会」を設置し、近い将来の少子化による保育需要の減少や多様化する保育ニーズに対応した公立保育園の在り方を示すため、全4回の検討会を開催しました。</li> <li>・同検討会において、以下のとおり今後の公立保育園の在り方が示されたので、その在り方の実現に向け、民営化や廃止を計画的に進めていきます。             <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○2～3園程度を公立保育園として存続することが望ましい。                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の耐用年数が経過していない園は、公立保育園として存続し、公立保育園の役割を果たすことができるよう体制の充実等を図る。</li> </ul> </li> <li>○2～4園程度を民営化することが望ましい。                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少が比較的緩やかで保育ニーズが高く、施設が老朽化している園は、民営化に向け検討を行っていく。</li> </ul> </li> <li>○2～4園程度を廃止することが望ましい。                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育需要や人口減少の動向、民間保育施設の設置状況等を考慮し、廃止に向け検討を行っていく。</li> </ul> </li> </ul> </div> </li> <li>・公立保育園の廃止については、公立保育園の役割の一つである定員調整機能としての役割を果たし、既存私立園との共存のため実施します。また、廃止しない公立保育園での正職員保育士の集約につなげ、保育の質やサービスの向上を図ることも目的とします。</li> </ul> <p>＜廃止対象園＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①大貫保育園             <ul style="list-style-type: none"> <li>・園の利用状況等を踏まえ、令和5年度末に廃止します。</li> </ul> </li> <li>②わかば保育園             <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化の進行状況や園周辺の私立園の設置状況等を踏まえ、保育ニーズに応じた適正な利用定員の設定のため、廃止に向けた取組を進めます。</li> <li>・保護者会との協議を進め、廃止に向けた理解と協力が得られるよう努めます。</li> <li>・園舎は、築50年が経過し、老朽化が進行していることから、計画的に廃止を進めていく必要があります。なお、廃止後は、市で園舎の解体をし、借地の解消を図ります。</li> </ul> </li> </ul>
	<p>【参考：第2期計画の達成状況（中間見直し時点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度：公立保育園在り方検討会の開催</li> <li>・令和4年度：大貫保育園の廃止決定（令和5年度末廃止）</li> </ul>



## 7. 特定課題と対応方向

今後の本計画の推進に当たって、その他の特に重要となる課題とその対応方向について整理します。

### (1) 民営化の推進に当たって

~~今後も民営化を推進するに当たっては、民営化ガイドラインの考え方を基本的に踏まえますが、第1期計画から10年経過したため、更に保護者の一層の理解と協力を得られるようガイドラインの見直しも検討します。~~

移管先事業者が決定した後の引継ぎに関しては、保護者会、移管先事業者及び市の三者会議等を通じて、遺漏がないよう細やかな対応を図るとともに、その引継ぎ期間は、年間を通して移管先事業者が当該保育園の保育内容を確認できるよう、少なくとも1年度間を設け、円滑な民営移管が実施できるように努めます。

また、**実際これまで**の民営化を通じて民営化後のフォローの必要性等も課題として挙げられますので、~~ガイドラインの見直し時に併せて検討していきます~~**民営化後は、運営状況や成果等を検証し、民営化事業としての評価を行うことで、民営化後の適切な保育園運営や今後の民営化の取組につなげていきます。**

### (2) 整備計画等の見直しや策定について

~~第2期未来プランに内包される「子ども・子育て支援事業計画」は、変わりゆく子育てニーズを捉えるため、量の見込み及び確保方策について中間年の見直しを令和4（2022）年度に行うことになっていますが、本計画もこの量の見込み及び確保方策を基礎として計画を策定していることから、量の見込みと確保方策が変更となった場合は第2期未来プランと併せて見直しを行い、必要であれば改訂を行うなど柔軟に対応します。~~

~~また、本計画で掲げられる諸課題への対応について方向性が変更になった場合は、この中間年の見直しの際に改訂を行うなど、柔軟に対応していきます。~~

### (3) 公立保育園給食の業務委託の検討について

~~「行財政改革推進計画」では、改革の柱の一つとして、「民間活力の導入と活用」を掲げ、外部委託の推進を行財政改革における市の基本方針として定めています。~~

~~また、「第3次定員適正化計画」においても、調理員等の技能労務職に関しては退職者の補充はせず、再任用職員や臨時職員などを活用することとしており、全ての保育園に正職員が配置できていない現状にあることから、民間委託等を早急に検討する必要があります。~~

### (4) 施策の実施に伴う財源について

「6. 整備等に向けた施策」で掲げた施策の実施に当たっては、公立保育園の民営化によって将来にわたり軽減される（※）市の自主財源や、私立園については国の補助金が活用できることから併せて活用し、限られた財源を効率的に運用していきます。

※那須塩原市の園児児童1人当たりの保育をの実施するのに要する費用

公立保育園と私立保育園で児童1人当たりの保育をの実施するのに必要な費用を比べてみると、私立保育園の園児1人当たりの運営経費には国や県からの補助金を充てられます。しかし、公立保育園は市で全て負担しなくてはならず、市の負担額を比較すると、私立保育園は公立保育園に要する費用の約6分の1となっています。

(単位：円/月)

令和3 (2021)年度	児童1人当たり の費用	内訳		
		保育料	国・県補助	市負担
公立保育園	151,489	5,292	-	146,197
私立園	100,827	6,500	64,826	29,501

出典：保育課調べ

### (5)(3) 認可外保育施設について

地域型保育事業等に移行しない認可外保育施設については、適正な保育、施設運営がされるよう市において指導監督を行います。

~~また、企業主導型保育事業所については、地域枠の設定など待機児童対策や両立支援の面でも有効であることから、企業への周知に努め、設置の相談等に応じるなど支援を行います。~~

### (4) 児童数の減少を見据えた適切な提供体制の構築について

少子化の進展により、就学前児童数が引き続き減少していくものと考えられることから、今後は教育・保育施設の定員数が過大となることが予測されます。これまで、待機児童対策等のため、積極的に整備を進めた私立園の体制を維持しつつ、市全体で適切な定員設定とするため、今後は公立保育園において需給調整をすることが必要です。

そのため、保育ニーズを適切に把握した上で、公立保育園の役割（「児童のセーフティネットとしての役割」「市全体の保育の質の向上を牽引する役割」等）を果たしつつ、短期的には施設ごとの定員調整、中長期的には施設の廃止を行うことで、適切な提供体制を構築していきます。



## 8. 最後に

---

現在、教育・保育施設には、増え続ける多様な保育ニーズへの対応、要支援児や被虐待児へのケアなど様々な役割が求められています。

一方、少子化による年少人口の減少、待機（入園待ち）児童、施設の老朽化、公立保育園の在り方など、今後の子育て支援施策へ影響を及ぼす問題は増加しており、本計画は、こうした子育て支援施策の諸課題を、主にハード面から解決することを目的として策定したものです。保育士不足の解消、一時保育、病児・病後児保育などの多様な保育ニーズの実施等のソフト面の充実も同時並行で展開する必要性があり、「保育園における保育の質の向上のためのアクションプログラム」と合わせて、市民の保育ニーズに応え、保護者が安心して子どもを預けられる環境を創り、子育てしやすいまちづくりを進めていくための施策を今後も展開していきます。

那須塩原市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 27 日  
那須塩原市条例第 25 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、那須塩原市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務その他規則で定める子ども・子育てに関する事務を処理する。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援関係団体に属する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、規則で定める。

那須塩原市子ども・子育て会議規則

平成 25 年 9 月 27 日  
那須塩原市規則第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、那須塩原市子ども・子育て会議条例(平成 25 年那須塩原市条例第 25 号。以下「条例」という。)第 2 条及び第 6 条の規定に基づき、那須塩原市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(子ども・子育てに関する事項)

第 3 条 条例第 2 条のその他規則で定める子ども・子育てに関する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 那須塩原市次世代育成支援対策行動計画に関する事項

(2) 那須塩原市保育園整備計画に関する事項

(3) その他子ども・子育てに係る施策に関する重要事項

(庶務)

第 4 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部子育て支援課において処理する。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附属資料 2

那須塩原市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

【任期 令和3(2021)年4月1日～令和5(2023)年3月31日】

No	区分	所属	氏名	備考
1	1号	黒磯地区公立保育園保護者	古張 仁二	
2		西那須野・塩原地区公立保育園保護者	小澤 佑太	
3		民間保育園保護者	馬場 悦子	
4		認定こども園保護者	飯笹 麻由美	
5		地域型保育事業所保護者	布川 志穂	
6		那須塩原市PTA連絡協議会	桑野 梨絵	
7	2号	那須塩原市商工会	大島 小織	
8		西那須野商工会	大倉 太喜生	
9	3号	那須塩原市民間保育園長会	秋間 要一	
10		那須塩原市私立幼稚園長会	戸田 直樹	副会長
11		那須地区認定こども園連合会	佐久間 久枝	
12		地域型保育事業所長	平本 祥子	
13		特定非営利活動法人ゆめがくどう	後藤 政人	
14		那須塩原市民間学童クラブ協議会	白澤 崇行	
15		那須塩原市小中学校長会	星野 悦子	
16	4号	特定非営利活動法人子育てほっとねっと	西田 由記子	
17		かるがもサロンボランティア	山本 雅子	
18		特定非営利活動法人すくすく子育てやぎハウス	八木澤 明美	
19		社会福祉法人那須塩原市社会福祉協議会	柴田 直也	
20	5号	埼玉東萌短期大学	浅香 勉	会長
21		那須塩原市民生委員児童委員協議会連合会	石田 香織	
22		特定非営利活動法人アスク	佐藤 由紀子	

※事務局…子育て支援課

関係事業者アンケート調査の対象事業者一覧

区分	アンケート対象	区分	アンケート対象
保育園	社会福祉法人 和康会 友里かご保育園	地域型保育事業	NPO法人 創造の森 創造の森
	社会福祉法人 那須若葉会 ひばりヶ丘保育園		みるく保育園
	社会福祉法人 太陽の里福祉会 コメット保育園		たけのこキッズハウス
	社会福祉法人 あげぼの共育会 ゆたか保育園		NPO法人 ワーカーズコープ こども館くれよんぴーす
	社会福祉法人 那須若葉会 とようら保育園		NPO法人 キャリアコーチ ベリーズ保育園
	学校法人 明星館幼稚園 いなむら保育園		株式会社どりーむ就 ちびっこランドアクアス西那須野園
	社会福祉法人 いぶき会 ほし保育園		学校法人ひかり学園 ひかり おおやま保育園
	社会福祉法人 天野会 東保育園		(有) K P E C キッズハウスK P E C
	社会福祉法人 いぶき会 西保育園		りとるぐっ保育園
	社会福祉法人 しらゆり会 こひつじ保育園		認可外 (一般)
	学校法人 ひかり学園 ひかり みどり保育園		はぐくみ保育園
	学校法人 すぎのこ学園 あったか保育園	認可外 (事業所内)	社会医療法人 博愛会 菅間記念病院 (菅間保育所)
	社会福祉法人 天野会 ひまわり保育園		宇都宮ヤクルト販売 (株) 黒磯託児所
	認定こども園	学校法人 つきえ学園 虹ヶ丘認定こども園	
学校法人 あげぼの学園 認定あげぼのこども園			(株) 近代ビル管理社 なかよし託児所
学校法人 平成学園 認定こども園マロニエ幼稚園			宇都宮ヤクルト販売 (株) 那須支店ちびっこはうす
学校法人 磯島学園 黒磯いずみ幼稚園認定こども園		幼稚園	学校法人 すぎのこ学園 すぎのこ三島幼稚園
学校法人 黒磯幼稚園 認定こども園 黒磯幼稚園			
学校法人 那須学園 すぎのこ幼稚園 認定こども園			
学校法人 ひかり学園 認定こども園 第二ひかり幼稚園			
社会福祉法人 邦友会 国際医療福祉大学 西那須野キッズハウス			
学校法人 西那須野学園 認定こども園 西那須野幼稚園			
社会福祉法人 天野会 塩原認定こども園			

※当初策定時：上表、全事業者を対象にアンケート調査を実施

中間見直し：教育・保育施設（保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業）を対象にアンケート調査を実施